

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和6年度特定公募型研究開発業務
（ムーンショット型研究開発）に関する
報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２７条の３第２項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構令和６年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次のとおりである。

文 部 科 学 大 臣

令和６年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

- １．国立研究開発法人科学技術振興機構においては、産業界、研究者、関係府省等で構成する戦略推進会議への進捗報告、プログラムディレクターによるポートフォリオの再編や年次評価・自己評価を行い、各目標の達成に向けた研究開発の支援を実施した。
- ２．加えて、ムーンショット目標１０のプロジェクトマネージャー（PM）公募においては、様々な分野の有識者にて構成されたアドバイザリーボードの協力を得て、提案書の査読、選考方針検討会・書類選考会・面接選考会等の会議開催とそれらにおける議論・選考により、令和６年１０月に計３人のPMとその研究開発プロジェクトの採択を行い、１２月までに研究開発を開始した。
- ３．基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２７条の２第３項の規定により読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第４７条の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られた。